

お知らせ

☎ 23-5111 FAX 22-5100

土・日曜日、休日は閉庁

◆お知らせの表記

■…申し込み先

☎…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、催しなどに参加する場合は、マスクを着用し人との適切な距離を保つなど「新しい生活様式」を実践するよう心掛けましょう。

※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

こころと暮らしの相談会

対象 こころや経済・生活についての悩みを相談したい人

とき 8月23日(火) ①午後5時
②午後6時 ③午後7時

ところ 保健センター

定員 3人(各回とも1人ずつ)
※相談者の家族や知人も同席できます。

申し込み方法 電話またはメールで申し込みください。

申込期限 8月22日(月)

※問題解決に向け、生活困窮自立支援相談員や、保健師が対応します。一人で悩まず、どんなささいなことでも気軽にご相談ください。

☎健康増進課 ☎ 51-6791

メール kenko@city.towada.lg.jp

ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を新たに受けようとする人は申請が必要です

現在該当となっていない人でも、判定年度が変わり、8月からは昨年の所得で判定されます。所得の減少、扶養人数の増加などの理由がある人は、対象となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

対象 市内に住所を有する18歳までの子どもがいるひとり親家庭
必要な物 ▶健康保険証(本人と子ども) ▶本人と子どものマイナンバーが分かるもの ▶戸籍謄本(本人と子どもが載っているもの)
※戸籍謄本は有料ですので、窓口で所得の判定を受けてから取得してください。

☎こども支援課 ☎ 51-6716

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を忘れずに

病気やけがなどにより、毎月の医療費が高額となる人は、認定証を医療機関に提示することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額となります。

必要な物 ▶国民健康保険被保険者証 ▶世帯主と交付対象者のマイナンバーが分かるもの ▶現在お持ちの認定証(認定証を更新する人)

電子申請でも受け付けています▶



※認定証を更新する人は8月31日(水)までに更新の手続きをしてください。新たに認定証を希望する人は、随時受け付けています。※国民健康保険税を滞納している人には交付できません。

☎国民健康保険課 ☎ 51-6750

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けるためには、認定証の更新手続きが必要です。

利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▶現在お持ちの認定証 ▶介護保険負担限度額認定申請書 ▶印鑑 ▶本人と配偶者の通帳(複数ある場合はその全て)の写し
申請期限 8月31日(水)

※新たに認定証を希望する人は、随時受け付けています。

☎高齡介護課 ☎ 51-6722

10月1日から中央病院受診時の非紹介患者初診料と再診加算料を次のとおり改定します

診療料金	改定前	改定後
非紹介患者初診料(※1)	5,500円	7,700円
再診加算料(※2)	2,750円	3,300円

※どちらも通常の医療費とは別に負担が義務化されている費用です。(※1)初診時、他の医療機関からの紹介状を持たずに中央病院を受診する場合にかかる費用です。(※2)中央病院が他の医療機関を紹介した後も、患者が中央病院を受診する場合にかかる費用です。

☎中央病院 ☎ 23-5121

すぐにたべらるなら、手前をえらぶ。

「てまえどり」にご協力ください。

☎まちづくり支援課 ☎ 51-6726



食品を購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」を行うことで、食品ロスを減らす効果が期待されます。

みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。

消費庁 農林水産省 環境省